

令和3年度
事業計画

地方競馬全国協会

令和3年度事業計画

I 事業運営の基本的な考え方

1. 事業運営の基本方針

地方競馬全国協会は、地方競馬主催者の共通の利益となる事業等を実施する地方共同法人として、地方競馬の円滑な実施の推進と馬の改良増殖その他畜産の振興に資するため、「お客様を基本」に「主催者の立場に立った視点」で事業を運営し、「お客様に安心して楽しんでいただける地方競馬」の実現を図る。

地方競馬全体の利益のため、公正確保の徹底を図るとともに、十分な議論を通じて主催者及び関係団体の連携協調を促し、売上の拡大と競馬の魅力向上を目指す。「第三期競馬活性化計画」（以下、活性化計画）で取り組む施策・事業の実現により「地方競馬の自立と持続的な発展」に道筋をつけ、地方財政や地域活性化等に寄与していく。

2. 地方競馬をめぐる情勢

令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大によって、これまで経験したことのない無観客開催を余儀なくされたことにより、競馬事業への深刻な影響が懸念されたが、ネット投票の増加に支えられ、全主催者の売上総額が大幅に拡大している。

一方で、公正確保については、昨年、放馬事故や関係者による馬券購入の事案が発生するとともに、調教師、騎手が競馬法違反の容疑で捜査の対象となり、現在、同じ競馬場で多くの関係者が所得税の申告漏れを国税当局から指摘されたとの報道を受け、開催を自粛するなどの事態が生じている。

このことは、安心して楽しんで頂いているお客様の信頼を失う行為であり、地方競馬の根幹を揺るがし、好調な売上にも大きな影響を及ぼすものである。同時に、これまでの取組が甘く、不十分であることを示している。そのため、この根絶に向け、「全国公正確保対策推進会議¹」において、これまでより一層踏み込み、個々の関係者への指導の徹底、厩舎地区内における管理の厳格化、不正行為に関する情報収集・処理の強化などに関する具体的な公正確保策をとりまとめ、地方競馬全体の最重要課題として、全主催者、協会、関係者一体となって不退転の決意で取り組んでいく必要がある。

昨年度実施した活性化計画中間検証においては、各主催者は競馬の魅力向上に不可欠な「強い馬づくり計画」に基づく厩舎地区の施設整備やJRA・主催者間で連携した売上向上策などについて、補助事業を最大限活用して着実に推進していくことが求められている。さらに、第三期以降も展望した中長期的な視点に立った施設整備計画の策定や資金の確保により、地方競馬としての役割を持続的に

果たすための経営基盤の強化を目指さなければならない。

また、今後感染症が及ぼす社会的、経済的影響について見通すことは困難であり、国際情勢や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催動向など不透明な要素が大きいことも念頭に置く必要がある。引き続き適切な感染症対策を講ずることでお客様や関係者の安全を守り、円滑な競馬開催に努めるとともに、今後の社会情勢や景気動向が不透明であることを前提に、現在のような売得金額の高い水準の伸びが鈍化し、マイナス基調に陥ることも視野に入れたうえで、様々な事態に柔軟に対処していく必要がある。

3. 令和3年度に取り組む重点課題

活性化計画の後半年度として、活性化計画中間検証を踏まえ、以下の重点課題について着実な推進を図る。

- (1) 主催者と連携した公正確保対策の徹底
- (2) 地方競馬の自立、持続的発展に向けた基盤整備及び売上向上策の推進
- (3) 強い馬づくり計画の推進及び魅力ある競走番組の実現
- (4) コロナ禍における公正・安全かつ円滑な競馬開催への支援

II 具体的な取組

1. 競馬の公正・安全かつ円滑な実施に向けた取組

最重要課題である公正確保については、危機的な状況にあるとの認識のもと、これまでの対策の実施状況と効果の検証を踏まえ、さらなる措置を講じて不祥事案の再発防止を徹底、強化する。

馬主及び馬の登録、調教師及び騎手の免許・養成についての的確な実施を図るとともに、引き続き主催者と連携して新型コロナウイルス感染症対策に努め、競馬の公正・安全かつ円滑な開催に向けて取り組む。

ギャンブル等依存症対策については、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画¹¹⁾」に基づき、公営競技に係る団体をはじめ、関係機関と連携しながら引き続き適切に対応していく。

(1) 公正確保の徹底に向けた取組

競馬の公正確保を徹底するため、「全国公正確保対策推進会議」において了承された「令和3年度総合的な公正確保対策の実施」に基づき、以下の取組を進める。

① 競馬法違反行為への厳正な対応

ア. 厩舎関係者による不正協定等の競馬法違反行為の発生防止のため、調整ルーム等における監視管理体制を強化するための施設整備を対象に、助成事業を実施する。併せて、競馬法違反行為の未然防止等を目的として、厩舎関係者からの報告義務の徹底を図るとともに、不正行為に関する通報やその処理を適切に行うための仕組みを整備する。

イ. 厩舎関係者に対して、情報提供に端を発した不正協定に関連した過去事案に基づく指導や、外部講師による近年発生したプロスポーツ界の不祥事案を

素材とした指導を行うなど、不正協定発生防止を主眼としたモラル・コンプライアンス研修を実施し、相乗効果で競馬法違反行為の根絶を目指す。

ウ. ネット事業者の協力を得て、厩舎関係者の馬券購入調査の強化を図り、事案の根絶を図る。

エ. 厩舎巡回のきめ細かな実施等により、禁止薬物・規制薬物、飼料の管理状況の確認や入退厩管理を強化し、禁止薬物陽性馬の発生を防止する。

② 厩舎関係者への公正確保研修の徹底

厩舎関係者による馬券購入禁止、禁止薬物陽性馬の発生防止に関して重点的な指導を行い、競馬法違反事案が発生することのないよう主催者との連携を深めながら一層の自覚を促していく。さらに、調教師・騎手を協会に召喚して実施する特別研修についても、対象となる者の範囲を拡大して対応する。

③ 放馬事故対策を推進するための取組

放馬事故防止設備等の設置推進のため、助成事業を継続するとともに、放馬訓練への立会いにより対策マニュアルの改善を行い、放馬事故の発生を防止する。

④ 開催執務委員の派遣及び業務向上のための取組

開催執務委員の中で特に迅速かつ的確な判断が求められる裁決、決勝審判、発走の専門職員を主催者の要請に基づいて派遣し、主催者開催執務委員との連携協力の下、公正かつ円滑な競馬の実施に努める。

また、公正確保の徹底に向け、公正確保に係る事案について主催者職員との速やかな情報の共有や、開催執務状況の点検のほか、研修等を通じ各主催者の開催執務委員のレベルアップを図る。

⑤ 関係団体と連携した公正確保の徹底

「全国公正確保対策推進会議」等において、調教師、騎手、厩務員等の競馬関係団体のほか、禁止薬物の検査や競馬開催における保安維持、厩舎関係者の共済事業等、地方競馬の公正確保を図る上で必要不可欠な業務を担う団体と連携して対策に取り組むとともに、これらの団体の公正確保に係る事業が適切に実施されるよう必要な助成を行う。

⑥ 地方競馬の公正確保に係る重大事案発生時の対応

地方競馬の公正確保に係る重大事案が発生した場合は、過去の対応事例等を踏まえ、主催者における防止策の策定について協力するとともに、他主催者に対しても情報を迅速に共有して地方競馬全体で再発防止を徹底し、速やかな信頼回復を図る。また、主催者が行う関係者に対する処分や厩舎関係者に対する指導の徹底等に協力する。

(2) 馬主及び馬の登録

馬主及び馬の登録を厳正に行うとともに、関係団体と緊密な連携を図り、拒否事由該当者の排除を確実にを行うほか、既登録馬主については、破産者検索システムの適切な運用、名義貸借等の情報収集に努め、不正防止に向け積極的に取り組む。

また、押印廃止等に対応した様式類の変更による登録事務の迅速化を図り、J

RA登録馬主については、さらなる審査期間の短縮に取り組む。

(3) 調教師、調教師補佐及び騎手の免許

調教師、調教師補佐及び騎手の免許を厳正に行う。特に、免許保有者に対する試験においては、業務上必要な知識や技術のレベルアップを促し、不祥事案防止の徹底に向けて、公正確保の重要性とその責務についてさらなる意識の定着とモラルの強化を図る。また、厩舎関係者の馬券購入調査を複数回実施するなど、さらなる公正確保を図る。

厩務員の認定については、主催者に対する協力を引き続き行っていく。

(4) 騎手、調教師の養成及び関係者の研修

地方競馬教養センターにおいて、騎手及び調教師の養成・研修を計画的に行うほか、競馬運営の充実を図るため、主催者をはじめ競馬実務に携わる職員に対する研修を着実にを行う。

騎手については、人材養成拠点としての機能強化に向けた「教養センター施設整備基本構想」に基づく新館の建設工事等を引き続き行い、併せて本年度より年一期制となることから、教育カリキュラムを見直すとともに、候補生の訓練環境やサポート体制を強化して騎手養成の質の向上を図り、年間養成人数の確保に努める。

(5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

新型コロナウイルスへの適切な感染防止対策を講じて安全な競馬開催が継続できるよう、「競馬における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づき主催者が実施する対策にかかる経費について、昨年度に引き続き助成事業を実施する。また、感染状況の変化に応じて国や主催者と連絡調整を図り、適宜ガイドラインの改訂などを行う。

(6) ギャンブル等依存症対策

公営競技に係る団体をはじめ、関係機関と連携しながら、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に基づき、広告・宣伝に関する全国的な指針の策定や自助グループなどの民間団体等に対する経済的支援の実施など、具体的な施策の支援について今後も積極的に取り組む。

2. 畜産振興事業に対する補助

地方競馬の社会的責務を果たすため、売上の回復状況を踏まえ、以下のとおり畜産振興への支援を拡充する。

(1) 馬（軽種馬を除く）の改良増殖推進事業

家畜改良増殖法に基づき馬の血統等登録を行うほか、重種馬の生産基盤を強化し、生産意欲の高揚と生産頭数の維持・拡大を図るため、国内外から重種馬を導入し、主要生産地に配置するとともに、飼養環境を改善するための施設等整備事業を拡充のうえ、昨年度に引き続き実施する。併せて、重種雌馬の保留・導入や種付け等を行った者及びばんえい競馬に出走した重種馬を生産した者に対する奨励金の交付事業、重種馬生産の担い手を育成するための研修会等の開催及

び新たな振興策等を策定するための生産地調査事業を実施する。

このほか、馬事普及及び馬の利活用増進を図るためのイベントの開催、学術研究、生産者表彰事業等の実施や、重種馬生産者の認知度を高めるため、ばんえい競馬主要競走出走馬の生産者情報を広く発信し、一般市民との交流を図る啓発イベントを行う。

(2) 畜産経営技術指導事業

畜産農家に対し、経営診断・指導等を行う人材の育成や、スキルアップを図るため、道府県畜産指導機関等を対象とした各種研修会及び資格試験を行うほか、畜産経営・技術・制度資金及び就農等に関する自治体並びに中央団体単位での相談窓口を整備する。併せて、畜産教育における家畜飼養衛生管理の高度な知識習得と、学校教育における実践の必要性から、農場HACCP指導員及び審査員資格取得研修についての支援事業を実施する。

また、馬の装蹄師を養成し、技術向上に向けた講習会を開催するほか、全国装蹄競技大会の成績上位者を米国装蹄競技大会へ出場選手として派遣する。

(3) 畜産経営合理化事業

馬の飼養、衛生管理及び防疫等に関する講習会等の開催により、競走馬以外の馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を図る。

(4) その他畜産振興事業

地方競馬の収益金が、馬事・畜産の振興及び地方財政の改善等、社会に貢献していることを広く周知するため、全国各地の畜産イベントや競馬場等において畜産フェアを開催するほか、地方競馬の公益性をわかりやすく説明するプロモーションビデオを制作・活用し、これらの活動を一層強化する。また、全国各地で行われる家畜の関わる伝統行事等への支援を行うとともに、地方競馬の主要な重賞競走等の優勝馬関係者に副賞として地域銘柄畜産物を贈呈する。

このほか、国の要請等により、緊急対策事業や広く畜産の振興に資するため特に必要であると認められる事業について臨機応変に実施できるよう、予算措置を講ずる。

3. 競走馬生産振興事業に対する補助

軽種馬資源を安定的に確保し、競馬の円滑な実施に資するため、競走馬生産地の生産振興・流通対策等に係る以下の事業を行う団体に対し、経費を補助する。

なお、(1) 及び (2) については、一号交付金からの振替、(3) については、JRA特別振興資金からの交付金を原資として事業を実施する。

(1) 軽種馬の改良増殖推進事業

家畜改良増殖法に基づき軽種馬の血統等登録を行うほか、軽種馬の生産・育成に係る指導を行う。また、優良な若馬の地方競馬への導入を推進するため、2歳馬競走に対し付加賞金を交付する事業について、規模を拡充して実施する。このほか、牝馬競走の価値向上を目指す「GRANDAME-JAPAN2021(グランダム・ジャパン2021)」及び2歳競走の振興を促す「2歳チャンピオンシリーズ」

に対して、ボーナス賞金等を交付する。

(2) 軽種馬の防疫衛生対策事業

繁殖雌馬、育成馬及び競走馬に対し、予防接種を行うほか、競走馬の防疫推進に資する事業を行う。

(3) 経営基盤強化対策事業

軽種馬生産者や指導者への研修等の実施による知識・技術の向上や人材育成、優良種雄馬・繁殖雌馬導入支援等による血統改良への取組のほか、草地・放牧地・離農跡地等の生産基盤の整備や飼料生産等の機械導入による飼養環境の改善及び強い馬づくりに資する事業を行う。

また、担い手の育成を行うほか、市場流通の活性化や長期・低利融資等により軽種馬生産の安定的維持・発展に資する事業を行う。

4. 馬産地再活性化緊急対策事業に対する補助

平成26年度に終了した馬産地再活性化緊急対策事業において実施した生産農家への資金融資については、残存貸付金の保証及び利子補給業務を引き続き適正に実施する。

5. 地方競馬の活性化の推進

主催者間及びJRAとの連携・協調を基軸とし、地方競馬の自立と持続的な発展につながる活性化を実現するため、以下の取組を推進する。

(1) 開催の日取り及び発走時刻の調整など競馬の開催に関する調整、助言

「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」に従い、全国的な視野に立った開催日程や番組編成の調整・助言を行い、主催者間の競合回避や地方競馬全体での競走の体系化を図る。

① 開催日程及び発走時刻に関する調整

次年度の開催日程の設定に関して、新たに開発した広域発売情報共有ツールを活用して、主催者間の情報交換やJRAインターネット投票の発売対象競走の設定等を通じ、開催場数の適正化を図る。

② 番組編成に関する調整

ダートグレード競走ⁱⁱⁱ及びシリーズ競走^{iv}がそれぞれの実施目的を果たして競走の質的向上が図られるよう、年間スケジュールの中で適切に編成されるとともに、各発売チャンネルにより年間を通じてお客様に楽しんでいただけることを目指した調整を行う。

また、お客様にとって分かりやすい競走体系に向けた再整備や、各シリーズ競走のさらなる盛り上がりに向けて、主催者間の調整や支援を行う。

(2) 競馬の魅力を上向きさせるための強い馬づくりへの取組

昨年度実施した活性化計画中間検証による考察を踏まえ、「強い馬づくり計画」に基づき、「馬」「環境」「人」の側面から以下の事業に取り組み、地方発の強い馬の輩出を目指す。

「馬」確保対策として、競走馬飼養環境整備に対する支援を充実するとともに、馬主確保に向けて地方競馬情報サイトによる広報周知等を展開する。また、J R Aの馬主が地方競馬馬主になる際の登録事務の簡略化や、J R Aの登録抹消馬についての分析調査の実施など、有力な転入馬増加につながる施策を推進する。

さらに、ダートグレード競走等で優れた成績を残した2歳・3歳馬を「地方競馬強化指定馬」として選定し、当該馬が坂路等を備えた施設を利用する場合やJ R A等他場に遠征した場合の経費を支援するほか、優良な2歳馬の導入を促進するため、2歳馬競走への付加賞金の交付（上記3（1）の事業として実施）を増額するとともに、2歳競走全体の振興を図るため、「未来優駿シリーズ」を拡充して、新たに「2歳チャンピオンシリーズ（仮称）」を実施する。

「環境」「人」の側面からは、調教施設の整備や民間調教施設の活用等による調教環境の改善を図るとともに、地方競馬共通の求人サイト「厩人（うまやとひと）」による厩舎関係者の確保のための広報や技術力向上のための研修への支援等の人材不足対策を推進し、有力馬を育成・輩出するための環境構築に積極的に取り組んでいく。

加えて、「活性化計画」及び「強い馬づくり計画」に基づく主催者の競走馬飼養環境の改善等の取組に対する活性化補助事業による支援を引き続き行うとともに、令和3年度からは、これまで補助対象外であった騎手・厩務員の住環境整備や厩舎整備の附帯工事を補助対象とすることにより両計画の一層の推進を図る。

（3）競馬の魅力を上向きさせるための競走番組の整備、充実

地方競馬の競走の核となるダートグレード競走及びシリーズ競走について、体系の整備・充実を図るとともに、有力馬の出走を促進し、魅力ある番組編成を図る。

① ダートグレード競走及びシリーズ競走の整備・充実

2歳競走振興の観点から、昨年対象競走の見直しを行った「未来優駿シリーズ」に2歳のダートグレード3歳競走（J B C 2歳優駿、兵庫ジュニアグランプリ、全日本2歳優駿）を加え、新たにポイント制で競う「2歳チャンピオンシリーズ（仮称）」を実施する。

また、我が国のダート競走体系の中核をなすダートグレード競走について、主催者、J R A及び生産者団体等との連携・調整を行い、ダート競走振興会議の運営に主体的に取り組むとともに、日本グレード格付け管理委員会に参画して円滑な格付けを実施する。昨年度J R Aと連携して設置した「ダートグレード競走改善研究会」において、ダートグレード競走の出走馬の充実と振興等を目的とした検討を行う。

② 有力馬の出走奨励

J B C競走をはじめ、ダートグレード競走やシリーズ競走に、競走の趣旨に適った有力馬の出走を促進する取組を引き続き実施する。

（4）競馬の魅力を伝達するための広報の取組

地方競馬への認知を高め、より多くのお客様に参加していただくため、以下の取組を行う。

① J R Aとの相互発売に関する情報提供

J R Aインターネット投票システムを利用した地方競馬の勝馬投票券の発売について、スポーツ紙に発売対象競走の馬柱を掲載するほか、競馬専門誌への発売日程や記事広告の掲載、グリーンチャンネルにおいて主要競走等の放映を実施する。

さらに、地方競馬の施設における J R Aの勝馬投票券の発売について、新聞、テレビ、交通広告等、様々な媒体を活用した主催者による情報提供を競馬活性化補助事業として実施する。併せて、本発売に係るシステムの運用に関して主催者への支援を行う。

② 競馬の魅力と認知度向上に向けた広報展開

地方競馬の楽しさをお客様に伝えるため、競馬の魅力の中心となるダートグレード競走やシリーズ競走に関する情報を発信するほか、競馬場のイベント等を通じてお客様が競馬の楽しさを体験しやすいゴールデンウィーク、お盆等の期間を重点的な広報機会と捉え、主催者とも連動した全国的な広報展開に努める。特に、年末年始期間については、J R Aとの連携を深め、活性化事業を最大限活用し、我が国の競馬全体の盛り上げを図るなど、地方競馬の売上の最大化に努める。

また、J B C競走については、開催主催者と連携しながら、ダート競馬の祭典となる効果的な全国広報に取り組む。

③ 地方競馬情報サイトの充実

お客様への情報提供の中核となる地方競馬情報サイトの充実及び S N Sや地方競馬情報提供アプリとも連携した活用を図り、お客様への情報発信の充実及び参加意欲の促進に努める。

④ メディアの複合的な活用とコロナ禍の状況における W E B 広報の強化

広報事業実施にあたっては、各種メディアの特性に応じた活用に努めるとともに、上記地方競馬情報サイト等とも連携することにより、様々な媒体を複合的に活用したお客様への情報発信に取り組む。コロナ禍によって、レース中継をはじめ W E Bによる幅広い情報発信の重要度が増しているため、W E Bを活用した広報展開を強化していく。

また、スポーツ紙等のマスコミに対しては、ニュースリリース等による情報提供や、意見交換の場づくり等を通じて、広告出稿にとどまらない記事掲載の環境を築いていく。

⑤ 新たなお客様の定着と売上向上を目指すプロモーション事業の実施

地方競馬のライトファンや新規参加者をターゲットにして、地方競馬の特色の一つである女性騎手を総合的にプロモーションする事業に取り組む。また、売上向上の核となるダートグレード競走の魅力をより深く伝達する事業として、特設サイトによる情報発信を充実させるプロモーションについても積極的に実施していく。

⑥ コロナ後を見据えた来場促進事業の実施

過去3年間継続実施した地方競馬全場を巡る企画「旅うまチャレンジ」につ

いては、新型コロナウイルスの感染状況等を慎重に見極めつつ、今後も来場促進を図るための重要ツールとして、新たなコンセプトの後継事業へ発展させる。また、地方競馬全体でファミリー層を含めた新規顧客の参加が最も期待できるお盆、夏休み期間については、「夏うまフェス」として全国的な来場型イベントを計画し、活性化補助事業により各主催者が取り組む来場促進策や他の広報事業とも緊密な連携を図る。

⑦ 地方競馬の表彰式典の開催

関係者の功績を称えるとともに、マスコミ等を通じて地方競馬に関する話題を提供する場として、「NARグランプリ」を開催し、成績優秀な競走馬、調教師及び騎手等の表彰を行う。また、コロナ禍にあっても表彰の様子が広く伝達されるようWEBによるライブ配信を行う。

(5) お客様の利便性の維持・向上

お客様への競馬情報の提供及び勝馬投票券の発売に必要なシステムの円滑な運用に努める。また、主催者に対しては運用手順の整備やその徹底、研修、システムの不具合の発生を想定した訓練を実施する。

地方競馬映像配信システムについては、令和4年4月に予定する次期システムの稼働に向け、構築を着実に推進する。

(6) 主催者が実施するその他競馬活性化補助事業への支援

新型コロナウイルス感染症の収束後に、再び競馬場へ来場者を呼び戻すとともに、コロナ禍で新たにネット投票に参加したお客様を定着させるために主催者が実施する来場促進策への支援を行う。また、主催者間連携の促進を目的に活性化計画に基づいて主催者が単独で行うその他のインフラ整備等に対して支援を行う。

(7) 競馬活性化事業の推進と評価

昨年度実施した活性化計画中間検証に基づき、残された期間でのより効果的かつ効率的な事業の推進を図るとともに、事業の実施状況について適切な評価等を行う。また、令和5年度以降の地方競馬全体の制度や方向性について検討を進める。

(8) 地方競馬の公益性貢献をアピールするための取組

畜産振興や自治体への財政貢献をはじめとした地方競馬の公益性について、印刷物の配布や新たなプロモーションビデオの制作・活用を通じて、さらにわかりやすい周知・広報に努める。また、引退競走馬の福祉やギャンブル等依存症への対策等に取り組む。

6. 競馬の国際化への対応

国際セリ名簿基準委員会においてパートI国として承認されている日本の競馬の一翼を担う機関として、以下に掲げる競馬の国際化への対応を着実にを行う。

① 国際競馬統括機関連盟総会や各種国際会議に参画し、競走ルールの変更や薬物規制の見直し等、競馬の国際化に係る諸課題への円滑な対応を図る。

② 海外の競馬関係者に対して、ダートグレード競走の成績等の地方競馬に関する

る各種統計情報を提供する。

- ③ J R Aハンデキャッパーと緊密に連携し、国際的な競走馬の能力指標であるレーティングの作成を行う。
- ④ より高い舞台を目指す地方競馬所属馬の国際競走への出走は、強い馬づくり計画に繋がるものであり、同時に競馬ファンの地方競馬への興味関心や参加意欲の向上も期待できることから、その出走を後押しする出走奨励事業を行う。
- ⑤ 昨年度から2ロットに対応して運用を開始した地方競馬教養センターの国際検疫厩舎を有効活用しながら、国際交流競走における海外の競馬関係者との連絡調整及び競走馬の出入国に係る検疫業務等を必要に応じて行い、国際交流競走の実施や地方競馬所属馬の国際競走への出走を支援する。

7. 適正な事業運営の確保と総合的な組織力強化への取組

当協会が適切かつ効率的な事業運営を行えるよう、引き続き以下に掲げる事項に取り組む。

- ・中長期的な財務見通しを踏まえ、健全な財政運営に努める。
- ・適切な事業運営により、組織の役割と責務を確実に果たすとともに、事業の進捗管理及び定期的な見直しを行い、その効率的な実施に努める。
- ・協会の組織及び人事基盤の強化を目的に策定した「人材の確保・育成、人事制度の改善指針」に基づき、計画的な職員採用及び教育・研修を通じた適切な人材育成を図るとともに、開催専門職をはじめとする人員の確保及びその充実に努める。
- ・各補助事業については、外部機関からの評価や適切な監査の実施によって透明性と公平性を確保することに努めるとともに、協会業務の内部監査を監事監査と連携して適切に実施する。また、事業運営の適正化を図る一環として監査法人による会計監査を実施する。

i 地方競馬における不祥事案の具体的状況や発生原因及び再発防止策等について情報を共有し、不祥事案の発生防止の徹底を図るため、平成 29 年 10 月に設置された。

ii ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 31 年 4 月 19 日に閣議決定されている。

iii 地方競馬、J R Aの所属に関わらず、優れたダート適性馬の出走機会を確保し、生産に還元すべき優良馬を選定する目的で、日本グレード格付け管理委員会により格付けを承認された競走。

iv 地方競馬における複数の競走を目的によってグループ化して、単体の競走以上の付加価値を生み出すために整備された競走群。「ダービーシリーズ」や「グランダム・ジャパン」、「スーパースプリントシリーズ」などが代表例。